



平成 24 年 5 月 14 日

各 位

プリヴェ企業再生グループ株式会社  
代表取締役（CEO）松村 謙三  
（JASDAQ・コード番号 4233）  
問い合わせ先 取締役 辻 一馬  
（TEL：03-6230-0150）

### 当社株式の大阪証券取引所における「合併等による 実質的存続性の喪失」に係る審査に関するお知らせ

当社株式は、大阪証券取引所より平成 24 年 4 月 1 日付けで監理銘柄（確認中）に指定されておりますが、その後の状況についてお知らせいたします。

#### 記

当社は、大阪証券取引所において、平成 20 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までを期日とする「合併等による実質的存続性の喪失」に係る猶予期間に入っておりました。

これまで当社は、当該猶予期間の解除に向け、最大限取り組んでまいりましたが、猶予期間最終日である平成 24 年 3 月 31 日までに、新規上場審査基準に準じた審査（以下「審査」という。）の申請が行えなかったため、平成 24 年 4 月 1 日より監理銘柄（確認中）に指定されております。

監理銘柄（確認中）指定後においても、JASDAQ における有価証券上場規程第 8 条第 1 項各号に適合し、幹事取引参加者（証券会社）が作成した確認書を提出する等の条件を満たした上で、JASDAQ における有価証券上場規程第 51 条に従い当社が審査の申請を行い、これが受理された場合は、監理銘柄（審査中）に指定されます。

しかし、猶予期間終了後最初の有価証券報告書提出日（平成 24 年 6 月下旬予定）から起算して 8 日目の日（休業日は除く）までに当社が審査の申請を行えない場合、整理銘柄に指定され、原則 1 ヶ月の整理売買期間を経て、大阪証券取引所 JASDAQ スタンダード市場への上場が廃止となります。

なお、当該期間中においても審査の申請に至らないことが明らかになった場合は、速やかに情報開示を行う予定です。

当社は、今後も大阪証券取引所 JASDAQ スタンダード市場における上場を維持していく

ため、審査の申請に向けて、最大限取り組んでまいり所存であります。

しかし、当社株式を保有されている株主各位および当社株式の取得を検討されている投資家各位におかれましては、当社株式の現在の状況、特に整理銘柄指定に係る期限や、上場廃止の可能性も有り得るという状況について十分なご理解をいただき、当社株式に関しましては、賢明なご判断をいただきますようお願い申し上げます。

以 上